

鶴岡住宅リフォーム支援事業補助金（特別枠）の募集方法について

応募についての問い合わせが多いため、期間を設定して事前受付を行い、申請額が予算の範囲を超えた場合には、抽選で交付対象者を決定します。

《特別枠について》

移住世帯かつ空き家活用に該当する世帯がリフォーム工事を行う場合、補助対象工事費の一律 20%で上限 200 万円を補助します。※補助金を受ける条件については、他の種別のリフォーム補助金と同じ条件になります。

- ◎移住世帯 市外から移住して、5年以内の世帯（世帯主を含む移住で、実績報告書提出までに移住予定含む）
- ◎空き家活用 3年以内に相続、又は1年以内に贈与又は売買した空き家（売買の場合は令和6年4月1日以降に中古住宅診断したものに限る）をリフォームする工事、または「NPO法人つるおかランド・バンク」に登録されている空き家をリフォームする工事。

【受付期間】 令和6年4月1日（月）～令和6年4月12日（金）17時15分
※受付期間内必着

【提出書類】 鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金（特別枠）事前申請書

【提出方法】 建築課窓口持参、郵送（期間内必着）、メール

- 【抽選について】**
- ①日 時 令和6年4月15日（月）午前10時
 - ②会 場 鶴岡市役所 4階ロビー
 - ③参加者 申請者本人または代理人
 - ④抽選方法
 - ・回転式抽選機を使用。
 - ・事前申請の受付順で予備抽選を行い、予備抽選で出た番号順で本抽選を行う。
 - ・予算の範囲以内で交付対象者を決定。
 - ・補欠の交付対象者は設けず、交付対象者で辞退があった場合は、再度募集を行う。
 - ⑤その他 交付対象者は、通常の補助金申請を行う。

※ 事前申請で予算の上限に達しない場合は、抽選を行わずに全申請者を補助金対象者とし、令和6年12月20日（金）または予算の上限に達するまで、先着順で申請を受け付けます。

【提出・問合せ】 鶴岡市建設部建築課住宅支援係
住 所：997-8601 鶴岡市馬場町9番25号
電話番号：0235-35-1428（直通）
e - m a i l：kenchiku@city.tsuruoka.yamagata.jp